京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業伏見西部第二地区土地区 画整理事業の事業計画を変更しましたので、土地区画整理法第55条第13項において準 用する同条第9項の規定に基づき次のとおり公告します。

平成29年2月1日

京都市長 門川 大作

1 土地区画整理事業の名称

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業伏見西部第二地区土地区画整理事業

2 施行者の名称 京都市

3 施行地区

京都市伏見区下鳥羽長田町、同下鳥羽葭田町、同下鳥羽柳長町、同下鳥羽三町、同下鳥羽平塚町、同下鳥羽円面田町、同下鳥羽上三栖町、同下鳥羽広長町、同下鳥羽澱女町、同下鳥羽須釜町、同下鳥羽松若町、同下鳥羽浄春ケ前町、同下鳥羽小柳町及び同横大路三栖山城屋敷町の各全部並びに同寝小屋町、同島津町、同治部町、同下鳥羽渡瀬町、同下鳥羽六反長町、同下鳥羽但馬町、同下鳥羽北ノロ町、同横大路東裏町及び同横大路貴船の各一部

4 事業施行期間

昭和45年2月19日から平成31年3月31日まで

5 事務所の所在地

京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435番地 京都御池第一生命ビル3階京都市建設局都市整備部市街地整備課

6 事業計画決定の年月日昭和45年2月19日

7 変更の年月日

平成29年1月20日

(建設局都市整備部市街地整備課)